

令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 町長は、町内の多様な農林水産物や地域資源（以下「農産物等」という）を活用した新たな商品・新サービス開発等の取組みを支援することにより、本町農林水産業をはじめとする産業の振興を図るため、白鷹町補助金の適正化に関する規則（昭和 5 2 年規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第 2 条 補助対象者は、以下の事業を行う町内の者または町内に主たる拠点を有する者とする。

- （1）農林水産業を営む個人又は法人
- （2）前号の者が組織する団体
- （3）商工観光業を営む個人又は法人

（補助対象経費及び補助金の額）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、別表に定める額とする。

3 対象経費及び補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金交付申請は、令和 7 年度 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）及び次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他町長が必要と認める書類

（審査）

第 5 条 町長は、交付の決定を行うにあたり、事業内容等の審査を行う。なお、審査に際し、必要に応じて白鷹町産業振興戦略会議（幹事会）等の関係機関に意見を求めることができる。

(交付の条件)

第6条 規則第6条に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止若しくは廃止

(2) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増（入札や見積合わせによる事業費の減を除く。）

2 規則第6条に定める承認を受けようとする場合は、令和7年度6次産業化チャレンジ支援事業計画変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了した場合は、補助事業完了の日から起算して14日を経過する日又は令和8年3月16日のいずれか早い日まで令和7年度6次産業化チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第3号）及び各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業成績書

(2) 収支決算書

(3) 事業成果や実施状況がわかる写真等

(4) その他町長が必要と認める書類

(支払い)

第8条 交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、町長が必要と認める場合には、概算払をすることができる。

(取り消し等)

第9条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正行為をしたとき

(2) 補助金の交付の要件を満たすことができなくなったとき

(3) 関係資料の提出や調査等について、町長の指示に従わなかったとき

(4) 町税を滞納したとき

(帳簿類の整備)

第10条 補助金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5箇年間保存しなければならない。

(実施状況確認)

第 1 1 条 町長は、必要に応じて、事業実施後の状況について確認を行うことができる。補助事業者は、特段の理由がない限りこれに協力しなければならない。

(書類の提出)

第 1 2 条 この補助金に関して、町長に提出する書類は、農政課に提出しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 町内産農産物等を活用して取り組む以下の事業を対象とする。

事業及び内容	補助対象経費	補助金の額
(1) 新商品・新サービス開発等に取り組むための調査検討事業 イ 市場調査 ロ 先進地調査 ハ 事業化の検討 ニ その他関連事業	謝金（講師・外部専門家謝金）、旅費（交通費、講師・外部専門家旅費）、事業経費（資料購入費、原材料費、消耗品費、運搬費、借上料、印刷製本費、検査料等）、委託費（外部委託費、外注加工費）	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を上限とする。
(2) 新商品・新サービス開発、既存の商品やサービス等の改良に取り組む事業 イ 商品やサービスの開発や改良 ロ その他関連事業	謝金（講師・外部専門家謝金）、旅費（交通費、講師・外部専門家旅費）、事業経費（資料購入費、原材料費、消耗品費、運搬費、借上料、印刷製本費、検査料等）、委託費（外部委託費、外注加工費）	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円を上限とする。
(3) 新商品・新サービス、既存の商品やサービス等の改良後の販路拡大に取り組む事業 イ 商談会等出展 ロ アンテナショップや商業施設等への新規出店 ハ その他関連事業	※補助事業者が消費税の課税業者の場合は、消費税額相当分は補助対象としない。	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、30万円を上限とする。
(4) 新商品や既存商品の改良後の生産性向上に取り組む事業 イ 機械器具の購入	備品費（事業に必要な専用の機械器具とし、金額は5万円以上（税抜）の備品。ただし、レンタルやリースは対象外とする。） ※補助事業者が消費税の課税業者の場合は、消費税額相当分は補助対象としない。	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、25万円を上限とする。

2 前項各号の事業を2つ以上組み合わせて実施する場合は、補助金の額は補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、各号における補助上限額は前項に定める金額とし、補助金の合計額は各号の合計額までとし、最大で100万円までとする。

3 第1項第1号の事業については、実績報告と共に、結果を踏まえたレポート（様式任意）を提出するものとする。

4 第2号及び第3号の事業については、事業完了後5年間の報告を求めるものとする。

白鷹町長 佐 藤 誠 七 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名

(署名又は記名押印)

白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付申請書

令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金について、 円を交付されるよう令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額

- 2 添付書類
- (1) 事業計画書 (別紙 1)
 - (2) 収支予算書 (別紙 2)
 - (3) その他の書類

(別紙1)

事業計画書

1. 申請区分（該当するものすべてに○をつけること）

- (1) 新商品・新サービス開発等に取り組むための調査検討事業
- (2) 新商品・新サービス開発、既存商品やサービス等改良に取り組む事業
- (3) 新商品・新サービス、既存商品やサービス等改良後の販路拡大に取り組む事業
- (4) 新商品や既存商品の改良後の生産性向上に取り組む事業

2. 申請者の概要

氏 名 (団体等にあつては 団体名称と代表者氏 名)	
住 所	〒
構成員名	※農林水産業者等が組織する団体が申請する場合に記載
担当者及び連絡先 (日中でも連絡の取 れる電話番号)	担当者氏名 T E L F A X e-mail
現在の経営の概要、 主な生産物など	

3. 事業内容

ア 取 組 名	
イ 事業の目的	
ウ 市場の状況や課題、新たに取り組む分野の特徴	既存市場の状況・課題（市場規模、既存商品の状況を記載） 新たに取り組む商品や新サービスの特徴
エ ターゲット、目標	
オ 事業内容	
カ 関係事業者 （他事業者と連携して実施する場合に記載）	（ア）個人・団体名 （イ）役 割

4. 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
補 助 金		
自己負担		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	金 額	積 算 内 訳	備考
謝 金			
旅 費			
事業経費			
委 託 費			
備 品 費			
合 計			

年 月 日

白鷹町長 佐 藤 誠 七 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名

(署名又は記名押印)

白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金について、令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき下記の通り計画を変更（中止・廃止）[金 円の追加交付（減額承認）]したいので、承認されたく申請します。

なお、その他の内容については、申請書記載のとおりです。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更計画の内容

(以下「別紙 1」及び「別紙 2」に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。

年 月 日

白鷹町長 佐 藤 誠 七 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び代表者名

(署名又は記名押印)

白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金について、年 月 日付で完了しましたので、令和 7 年度白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金額

補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金額

2 添付書類

- (1) 事業成績書 (別紙 3)
- (2) 収支決算書 (別紙 4)
- (3) 事業成果や実施状況がわかる写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(別紙3)

事業成績書

1. 申請区分（該当するものすべてに○をつけること）

- (1) 新商品・新サービス開発等に取り組むための調査検討事業
- (2) 新商品・新サービス開発、既存商品やサービス等改良に取り組む事業
- (3) 新商品・新サービス、既存商品やサービス等改良後の販路拡大に取り組む事業
- (4) 新商品や既存商品の改良後の生産性向上に取り組む事業

2 事業内容

ア 取 組 名	
イ 事業実績及び成果	
ウ 販売計画及び事業の展開予定	
エ 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
オ 事業完了日	年 月 日

(別紙4)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
補 助 金				
自己負担				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	積算内訳
謝 金				
旅 費				
事業経費				
委 託 費				
備 品 費				
合 計				

(参考様式)

年 月 日

白鷹町長 佐 藤 誠 七 殿

住 所 :

団 体 名 :

代表者名 :

T E L :

印

白鷹町6次産業化チャレンジ支援事業費補助金
精算払(概算払)請求書

年 月 日付け指令第 号にて交付決定通知のあった令和7年度白鷹町
6次産業化チャレンジ支援事業補助金について、補助金の精算払(又は概算払)を受けた
いので、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払(概算払)請求金額 _____ 円

(2. 概算払を必要とする理由)

振込口座

金融機関 支店名	金融機関 : 支店 :		
フリガナ			
口座名義人			
口座種類	(普・当)	口座番号	

(別表第1項第1号関連参考様式)

年 月 日

白鷹町長 佐藤 誠 七 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び代表者名

(署名又は記名押印)

6次産業化チャレンジ支援事業補助金実施状況報告書

白鷹町6次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその状況を報告します。

記

1. 調査・検討の取組状況

2. 課題・改善点について

3. 今後の商品化に向けた方針

(別表第 1 項第 2 号、第 3 号関連参考様式)

年 月 日

白鷹町長 佐 藤 誠 七 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び代表者名

(署名又は記名押印)

6 次産業化チャレンジ支援事業補助金実施状況報告書

白鷹町 6 次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおりその状況を報告します。

記

1. 実施状況

実施年度	
取組名	
事業実施後の実績及び成果 (進捗状況)	商品化 済 ・ 否
特記事項	

添付書類

商品の写真